第３節　武力攻撃災害の復旧に関する措置

１　復旧、復興事務体制の整備

⑴　文部科学省・スポーツ庁・文化庁復興対策本部、復興対策班

武力攻撃災害の復旧、復興対策について万全の措置を講ずるため、特に必要があると認めるときは、本省に文部科学省・文化庁復興対策本部を設置する。

また、武力攻撃災害の復旧、復興対策に関する事務の連絡調整を円滑に行うため、文部科学省・スポーツ庁・文化庁復興対策班を設置することができる。

⑵　文部科学省・スポーツ庁・文化庁武力攻撃災害復旧現地調査対策室

災害復旧に当たり、調査等を迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、本省に文部科学省・スポーツ庁・文化庁武力攻撃災害復旧現地調査対策室を設置することができる。

２　文教施設等の復旧

⑴　復旧事業の促進

被災した文教施設等、研究開発機関等及び所管機関等の土地、施設及び設備について、可能な限り的確かつ迅速な復旧事業の促進が図られるように、学校等、社会教育施設等、研究開発機関等及び所管機関等の設置者等に対し、指導及び助言を行う。

⑵　技術的支援の実施

被災地域の所管の関係機関の要請に基づき、必要に応じ、武力攻撃災害の復旧計画等の策定に関し、技術職員の派遣等技術的支援の実施に努める。

⑶　災害復旧に関する措置

文教施設等並びに研究開発機関等及び所管機関等の土地、施設及び設備の武力攻撃災害の復旧事業について、武力攻撃事態の態様、武力攻撃災害による被災状況等を勘案しつつ、関係省庁と連携、協力しながら、武力攻撃災害の復旧に関する必要な措置を的確かつ迅速に講ずるとともに、学校等、社会教育施設等、研究開発機関等及び所管機関等の設置者等に対し、指導及び助言を行う。

３　教育研究活動等の再開

⑴　教育研究活動等の早期再開

被災地域の学校等、社会教育施設等、研究開発機関等及び所管機関等において、被災後、可能な限り早期に教育研究活動等が再開できるよう、学校等、社会教育施設等、研究開発機関等及び所管機関等の設置者等に対し、指導及び助言を行う。

学校等が避難所となった場合においては、都道府県及び市町村の国民保護対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動の早期の再開を図るよう、学校等の設置者等に対し、指導及び助言を行う。

⑵　児童生徒等及び教職員に対する援助

教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の措置を講ずるとともに、都道府県教育委員会等に対し、指導及び助言を行う。

ア．就学困難な児童及び生徒に係る就学援助に関する必要な措置

イ．特別支援学校への就学奨励に関する必要な措置

ウ．就学困難になった学生等に対する学費の貸与等に関する必要な措置

エ．被災教職員に対する救済に関する必要な措置

⑶　児童生徒等及び教職員の健康管理

武力攻撃災害の後、外傷後ストレス障害等児童生徒や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康管理に留意するよう、都道府県教育委員会等に対し、指導及び助言を行う。

被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、健康相談活動等の支援体制の整備に関し、都道府県教育委員会等に対し、指導及び助言等の措置を行う。

⑷　学生生活の支援

武力攻撃災害により、下宿、アパート等居住場所を失った学生、生徒に対し、必要に応じ、住宅を確保するため、所管の関係機関に支援を要請するとともに、大学等において住宅情報の提供、あっせんが行われるよう指導及び助言を行う。

被災した外国人留学生が所期の留学目的を達成できるように、必要な支援措置を講ずるよう努めるとともに、大学等に対し、指導及び助言を行う。

４　武力攻撃事態等への対処に関する研究活動の推進

大学及び研究開発機関等における武力攻撃事態等への対処に関する研究活動を推進するため、必要な措置を講ずる。

第４節　医療活動の実施に関する措置

１　平素からの備え

⑴　備蓄

文部科学省は、大学病院に対し、武力攻撃災害が発生した場合に備え、平素からＮＢＣ攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるよう促す。また、武力攻撃災害への対処に関する措置等のために必要な特殊な薬品等のうち大学病院において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものを必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めるよう促す。

⑵　訓練

文部科学省は、大学病院に対し、国又は地方公共団体が実施する国民保護措置に関する訓練への参加に努めるよう要請する。

２　武力攻撃事態等への対処に関する措置

⑴　医療の提供

文部科学省は、大学病院に対し、国あるいは地方公共団体の長からの依頼に基づいて、救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）を編成し、派遣するよう要請するとともに、自らの医療施設等において医療活動を実施するよう要請する。

⑵　運送の求め等

ア．救護班等の運送

文部科学省は、救護班の緊急輸送及び広域後方医療施設への傷病者の搬送について、必要に応じ、関係省庁（国土交通省、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁）に輸送手段の優先的確保などの特段の配慮を依頼する。

イ．緊急物資の運送の求め

文部科学省は、必要に応じ、運送事業者である指定公共機関に対し、緊急物資の運送の求めを行う。

⑶　医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

ア．核攻撃等の場合の医療活動

文部科学省は、対策本部等の要請に基づき、放射線医学総合研究所の派遣する医療従事者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの現地への派遣に協力するとともに、大学病院に対し、医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員の現地医療機関への派遣や、放射線医学総合研究所等で受診した相当程度の汚染・被ばく患者に対する追跡調査等を放射線医学総合研究所が行う場合、これへの協力について要請する。